

とちぎ県消防事務組合建設工事等指名競争入札参加者指名基準

〔平成29年2月28日〕  
制 定

(趣旨)

第1条 この基準は、とちぎ県消防事務組合（以下「組合」という。）契約規則第4条により準用する帯広市契約規則第20条の規定に基づき、建設工事等の契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定めるものとする。

(指名の基本方針)

第2条 入札参加者の指名は、次に掲げる入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）を指名するものとする。

(1) 組合の資格者名簿

(2) 指名競争入札を行う消防署が所在する町村（以下「構成町村」という。）の資格者名簿

(指名の方法)

第3条 前条第1号に掲げる資格者名簿から指名する場合は、別表の該当する工事の設計金額に対応する等級に格付けされた有資格者の中から指名するものとし、別表以外の工事の場合は、その工事等種別に対応する有資格者の中から指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に規定する工事のうち、次に掲げる工事の場合は、当該工事の内容等に応じて、入札参加者を指名することができる。

(1) 専門的な技術を必要とする特殊工事にあつては、前項の規定により指名した有資格者が少数である場合は、等級にかかわらず指名することができる。

(2) 高度な技術を必要とする工事、選定又は施工に際し特殊な事情等で制約を受ける工事及びその他組合が特に必要と認める工事にあつては、上位等級の者を指名することができる。

(3) 施工が容易な工事にあつては、直近下位等級の者のうち、工事成績、施工技術等が優秀で契約の履行が確実と認められる者を指名することができる。

3 前条第2号に掲げる資格者名簿から指名する場合は、構成町村が定める等級格付審査基準等によるものとする。

(指名の数)

第4条 この基準により指名する入札参加者の数は、次の各号に掲げる設計金額の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、特殊又は特別な技術を要する工事及びその他工事等の種類・内容等により、次により難しい場合は、各号に規定する数未満の者を指名することができる。

(1) 土木一式及び建築一式工事  
金額に関わらず 3者以上

(2) (1) 以外の工事

ア 300万円以上 5者以上

イ 300万円未満 3者以上

(3) 委託業務等

ア 100万円以上 5者以上

イ 100万円未満 3者以上

2 共同企業体の場合における入札参加者の数については、その都度指名審査委員会で決定するものとする。

附 則（平成29年2月28日）

この基準は、平成29年2月28日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

等級 工種	A	B	C
土木一式工事	2,500万円以上	1,500万円以上 4,500万円未満	2,500万円未満
建築一式工事	2,500万円以上	1,500万円以上 4,500万円未満	2,500万円未満
電気工事	1,000万円以上	2,000万円未満	
管工事	1,000万円以上	2,000万円未満	
舗装工事	1,000万円以上	2,000万円未満	